

様式第13 法第49第4項第4号関係（農地転用の許可）

農地法（知事許可）

農地法第5条第1項の許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	その他施設の整備に関する事業	大沢地区	山田町

図面記号							
(13) - A - ⑦							
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用区分	
			登記簿	現況		農振法	都市計画法
	下閉伊郡山田町 大沢第11地割	15番7	畑	畑	54	農振地域外 農用地区域外	都市計画区域内
	下閉伊郡山田町 大沢第11地割	16番1	畑	畑	691	農振地域外 農用地区域外	都市計画区域内
	下閉伊郡山田町 大沢第11地割	17番1	畑	畑	2,643	農振地域外 農用地区域外	都市計画区域内
	下閉伊郡山田町 大沢第11地割	17番8	畑	畑	193	農振地域外 農用地区域外	都市計画区域内
	下閉伊郡山田町 大沢第11地割	17番13	畑	畑	120	農振地域外 農用地区域外	都市計画区域内

	計	3,701㎡（田0㎡ 畑3,701㎡）
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用水・排水については、周辺農地は全て畑地であることから、周辺農地への農業用水・排水に対する影響はない。 ・汚水排水は漁業集落排水施設に接続することにより処理する。また、雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。 ・法面保護等を行いながら事業を適切に実施することにより、土砂の流出・崩壊を防止する。 	

添付資料

土地の位置を示す地図（2,500分の1程度）

